

土合地区の一部について用途地域を変更します (告示日:平成30年7月1日)

【変更内容】

赤色の線で囲った地区は、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「近隣商業地域」を「第1種住居地域」に変更します。主な変更点は、店舗や事務所では、床面積が3,000㎡まで立地できるようになります。なお、「近隣商業地域」から「第1種住居地域」となる地区は、建ぺい率を80%から60%へ変更し、店舗や事務所の立地できる床面積が3,000㎡を超えるものから3,000㎡までとなります。

用途地域計画図

●スーパーマーケット周辺地区
地区拠点に相応しい店舗等の立地する
一体的な商業・業務機能を誘導

新	旧
第1種住居地域	第2種中高層住居専用地域 近隣商業地域

●沿道地区2
市道の沿道利用の拡大を図り、後背の戸建住宅地の住環境を保全。道路端から30mの範囲を変更

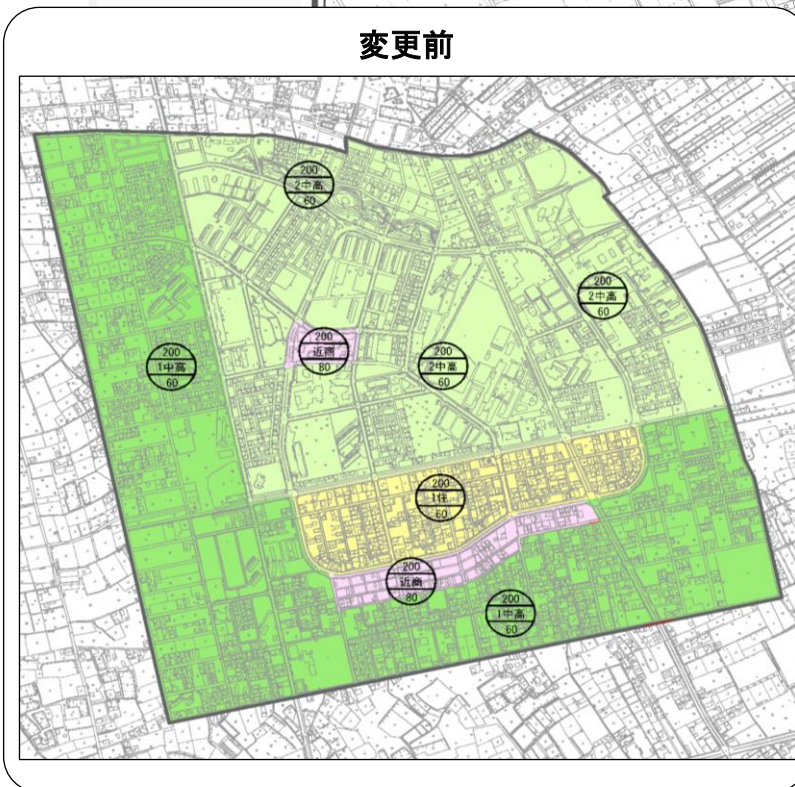
新	旧
第1種住居地域	第2種中高層住居専用地域

●沿道地区1
市道の沿道利用の拡大を図り、後背の戸建住宅地の住環境を保全。道路端から30mの範囲を変更

新	旧
第1種住居地域	第1種中高層住居専用地域

●跡地周辺地区
土地利用の調和を図り、地区拠点に相応しい商業・業務機能を誘導。地区北側は道路端から30mの範囲を変更

新	旧
第1種住居地域	第1種中高層住居専用地域



用途地域区分		建ぺい率 (%)	容積率 (%)
	第1種中高層住居専用地域	60	200
	第2種中高層住居専用地域	60	200
	第1種住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200
	形態規制	上段:容積率 中断:用途地域 下段:建ぺい率	

